

Title	交際費税制と企業行動
Sub Title	
Author	藤井, 貴之(Fujii, Takayuki) 村上, 裕太郎(Murakami, Yutaro)
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	2015
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 2015年度経営学 第3092号
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00002015-3092

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大学大学院経営管理研究科修士課程

学位論文（ 2015 年度）

論文題名

交際費税制と企業行動

主 査	村上 裕太郎 准教授
副 査	磯辺 剛彦 教授
副 査	小幡 績 准教授
副 査	

学籍番号	81431066	氏 名	藤井 貴之
------	----------	-----	-------

論文要旨

所属ゼミ	村上裕太郎研究会	学籍番号	81431066	氏名	藤井 貴之
(論文題名)					
交際費税制と企業行動					
(内容の要旨)					
<p>交際費等は事業遂行上必要であっても、接待飲食費を除き、原則損金不算入となる費用であるが、本稿では、交際費税制の現状把握、問題認識、統計分析等を行うことで、交際費税制のあり方を検討し、より良き交際費税制を提案することを目的としている。</p> <p>交際費税制は、租税特別措置法第 61 条の 4 に規定されている。交際費等は、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」と定義され、交際費等に該当する場合には、接待飲食費を除き原則損金不算入となる。この交際費等の定義が概括的であり、隣接費用との境界線が曖昧となることから、通達により様々な取扱いが示されているが、租税法律主義の観点からすると問題となる。また、定義上で「その他」という言葉が多用されるため、交際費等をめぐり、納税者と税務当局との間で見解の相違が起りやすく、たびたび税務訴訟が提起されている。その中で代表的な訴訟は萬有製薬事件で、判例において、①「支出の相手方」が、事業に関係のある者等であること②「支出の目的」が、事業関係者との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ること③「行為の形態」が、接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為であることとする、三要件説が示され、交際費等に対する課税要件が明確になった。交際費税制の目的も創設時から大きく変わってきている。当初は、「企業資本の蓄積と交際費の濫費の抑制」であったが、次第に企業資本の蓄積という目的は薄れ、「社用費用等の濫費・冗費の抑制」が主な目的となっていく。ところが近年は、「消費の拡大を通じた経済の活性化」という、「社用費用等の濫費・冗費の抑制」とは正反対の政策目的のために、損金算入額を増やす税制改正が行われている。諸外国の例を見ると、イギリスを除き、事業遂行上必要で不相当に高額でなければ、一定の書類の提出等を要件として、支出した交際費の一定の割合を損金に算入できる制度になっている。また、中小法人に対する優遇税制を行っているのは日本のみであるが、本稿において実証分析を行ったところ、中小法人の方が非中小法人よりも交際費等の支出に積極的であるということが分かり、中小法人に対する優遇税制は一定の合理性があると考えられる。その他に実証分析では、損金算入限度額を超えると、交際費の支出に消極的になることが明らかになり、損金算入の制限があることで企業は交際費等の支出に消極的になることが分かった。このような分析から、本来であれば、事業上必要な費用は損金に算入されるべきであり、中小法人に対する優遇税制を存続しながら、日本も諸外国のように、一定の要件を満たす交際費等については、一定の割合を損金に算入する制度に改正することを提案する。</p>					